

NO	分類	Q	A
1	Graffer	Grafferアカウントをもっていない	アカウントの新規作成を行ってください。 今回新規作成したアカウントを使用して、今後は有料老人ホーム集団指導の受講報告等Graffer経由での回答等が可能になります。
2	Graffer	Grafferアカウントの作り方がわからない	Grafferのよくある質問を参照してください。 【Graffer】（よくある質問）→ https://graffer.jp/faq/ ※「Graffer アカウントの作り方を教えてください」参照。
3	Graffer	Grafferアカウントのパスワードがわからない	市ではパスワード管理を行っていません。 パスワードを再発行してください。 【Graffer】（よくある質問）→ https://graffer.jp/faq/ ※「ログイン方法を教えてください」参照
4	Graffer	Grafferアカウントを作ったがIDがわからない	市ではアカウント管理を行っていません。 ID等が不明で復旧困難であればアカウントを新規作成してください。 【Graffer】（よくある質問）→ https://graffer.jp/faq/
5	Graffer	法人でGrafferアカウントをもっているため、法人用のアカウントを使用してもよいのか	差支えありません。 ただし、複数施設分を同一アカウントで提出する場合は、補正等の対応についても適切に管理を行ってください。
6	提出関係	電子メールでも受け付けてほしい	例年受信時に意図しないファイル破損が大量に生じており、何度も再送等を依頼する状況となっています。 電子申請によりファイル破損の確率を下げることができるためご理解・ご協力ください。
7	提出関係	複数施設分を一括で提出したい	例年どのファイルがどの施設分かを明瞭にせず一括提出されているために、修正要否・受領確認・施設個数分のデータ複写等の判断・作業に時間を要しているものが多数あります。 お手数ですが、1施設ずつご提出ください。
8	提出関係	提出後に誤りを発見したため修正したい	申請画面から取下げのうえ、再度提出してください。
9	提出関係	重要事項説明書の変更予定がある	作成日時点の最新情報で作成してください。変更予定の事項については反映不要です。 提出後に修正（変更箇所の対応）を行う場合は、No.8と同じ要領で再提出をしてください。
10	提出関係	決算書類等一部のデータが用意できない	提出期限までに必要書類をすべて提出してください。 提出期限内に提出困難な場合は、その理由・提出可能な時期等を記載のうえ、電子メールにて個別にお問い合わせください。
11	提出関係	決算書類等データ化できないものがある	原則データで提出してください。 別紙様式2（重要事項説明書）を除く書類について、どうしてもデータ提出が困難な場合のみ、個別に電子メールにてお問い合わせください。 別紙様式2についてはデータ（XLXS形式）以外の提出は認められません。
12	様式関係	<介護付き有料・住宅型有料> 重要事項説明書は必ず別紙様式2のデータで作成しなければならないか	必ず別紙様式2 (Ver 1.3)をデータ（XLSX形式）で提出してください。当該方法で提出されなかった重要事項説明書は生活関連情報（介護サービス情報公表システム）上で公表できませんので、再提出を依頼することになります。

NO	分類	Q	A
13	様式関係	<サービス付き高齢者向け住宅> 重要事項説明書は必ず別紙様式のデータで作成しなければならないか	原則別紙様式 (Ver 1.3) で作成し提出してください。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅は、生活関連情報 (介護サービス情報公表システム) での公表に該当しないため、必要事項を満たしている場合は独自様式 (データ) の提出でも差支えありません。 ※紙媒体での提出不可。
14	記載方法	「取込種別」は、修正と追加どちらを選択すればよいか	令和7年度については、一律「02修正」を選択してください。
15	提出画面	別紙様式2 (重要事項説明書) のファイルが添付できない	別紙様式2はXLSX形式のみ添付可能です。配布した形式から変更せず使用してください。 【Graffer】 (よくある質問) → https://graffer.jp/faq/ ※「ファイルの添付ができない」参照。
16	提出画面	別紙様式1 (情報開示等一覧表) のファイルが添付できない	別紙様式1についても、配布した形式 (DOCX形式) から変更せず使用してください。 【Graffer】 (よくある質問) → https://graffer.jp/faq/ ※「ファイルの添付ができない」参照。
17	提出画面	ファイルデータが大きいため添付できない (決算書類等)	提出できるデータは1ファイルあたり10MBまでです。 添付箇所を複数設定しているので、ファイルを分割等して提出してください。 【Graffer】 (よくある質問) → https://graffer.jp/faq/ ※「ファイルの添付ができない」参照。
18	その他	都度変更届は提出しているが重要事項説明書等の提出が必要なのか	必要です。 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、職員の体制や直近の財務状況の有料老人ホームの現況を届け出る義務がありますが、年1回の重要事項説明書等提出をもって当該事項の届出としています。
19	その他	重要事項説明書等を未提出の場合はどうなるのか	未提出事業所には催促を行いますが、それでも提出指示に従わなかった場合は文書により指導等を行うことがあります。 <u>提出できない事情がある場合は、必ず相談を行ってください。</u>
20	その他	前払金には何が該当するのか	入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他 いかなる名称であるかを問わず 、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用 (敷金 (家賃の六月分に相当する額を上限とする。)) として 収受するものを除く。) ※昭和38年厚生省令第28号老人福祉法施行規則第20条の9